

しんじゅく区 くらしの情報

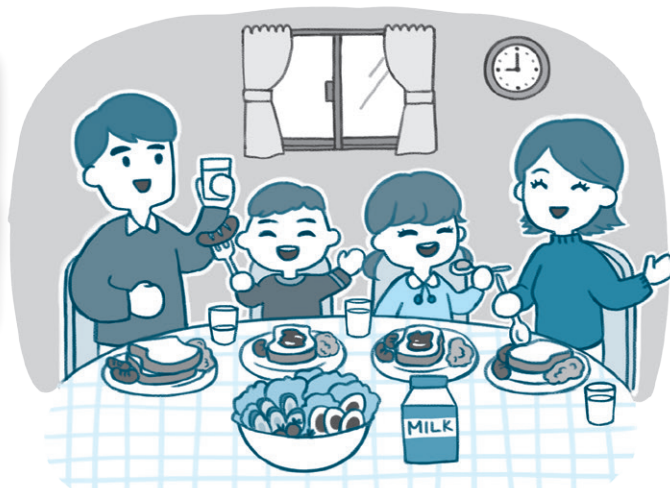
No.232

2016年1月

● 編集発行 ●

新宿区立新宿消費生活センター
TEL: 03-5273-3834

- 健康に過ごすための「食品の安全」とは? P.1~2
- 新宿消費生活センターからのお知らせ講座・イベント情報 P.3
- 消費生活相談 Q&A 相談員コラム P.4



健康に過ごすための「食品の安全」とは?

- 食は、毎日の暮らしに欠かせないものです。
- 近年、食品中の放射性物質や偽装表示の問題などにより、食品の安全に対する関心がますます高まっています。健康な食生活を送るために、食品の安全性確保のための取組について関心を持ち、日々の生活にも役立ててみませんか。



「遺伝子組換え食品等」とは

「遺伝子組換え食品等」とは、生物の細胞から、害虫や乾燥に強い、収穫量が多いなどの有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、他の植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質をもたせた農作物や、それから作られた食品、遺伝子組換え微生物を利用して作られた食品添加物をいいます。

遺伝子組換え技術を用いると、組み込む有用な遺伝子を、種を超えていろいろな生物から得ることができます。

このため、従来の品種改良と比べて、生産者や消費者の求める性質を効率よく持たせることができる一方、組み込まれた遺伝子によっては、アレルギーのもとになるタンパク質など、有害な物質ができる可能性もあります。

遺伝子組換え食品等の安全性を確保するために、遺伝子組換え技術によって組み込まれた遺伝子がどのように働くか、有害な成分ができていないか等が総合的に審査されています。



食品中の放射性物質への対応

平成24年4月から、食品衛生法に基づく規格として、食品群ごとに放射性セシウムの上限が定められました。

基準値については、食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が、十分に小さく安全なレベル(年間1ミリシーベルト以下)になるように定められています。

放射性セシウムの基準値

食品群	基準値 (1kgあたり)
一般食品	100 ベクレル
乳児用食品	50 ベクレル
牛乳	
飲料水	10 ベクレル

区では、消費者庁の貸与機器を活用し、家庭で使う食品の放射性物質検査を実施しています。

1. 対象：区内在住の方
1 世帯につき1日1検体まで(事業者は対象になりません)
2. 費用：無料
3. 検査対象食品
単一の品目の国内産食品(未使用で腐敗していないもの)で、次に該当するものいずれも500グラム以上
(1) 流通食品(生産地・購入日・購入店名・購入店住所がわかるもの)
(2) 自家生産食品(個人で消費するために、個人の所有または管理する土地で採取した、採取地・採取者がわかるもの)
4. 申込：電話による事前予約
新宿消費生活センター 電話 03-5273-3834
5. 検査実施場所：新宿消費生活センター分館(新宿区高田馬場1-32-10)
※検査対象食品の詳細や検査の流れについては、お電話にてご確認ください。また、区ホームページにも掲載しています。
http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/shohi01_001132.html



食品中の残留農薬等

食品中に残留する農薬などが、人の健康に害を及ぼすことのないよう、すべての農薬、飼料添加物、動物用医薬品について、残留基準が設定されています。

残留基準は、食品ごとに設定され、農薬などが基準値を超えて残留する食品の販売、輸入などは、食品衛生法により禁止されています。

また、農薬が基準を超えて残留することのないよう、農薬取締法による使用基準の設定や、食品の輸入時において検疫所による残留農薬の検査等が行われています。



健康食品



健康に対する関心の高まりなどを背景として、これまで一般に飲食用とされてこなかったものや、特殊な形態のものなど、様々な食品が「健康食品」として流通するようになりました。健康づくりは、バランスの取れた食生活を送ることが大切です。その上で、「健康食品」を利用するにあたっては、それぞれの食生活の状況に応じた適切な選択をする必要があります。

病気などで身体に不安を抱えている方は、事前に摂取の可否等について医療機関に相談してください。



食品添加物

食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造過程または食品の加工・保存の目的で使用されるものです。

今日の豊かな食生活は、食品添加物によるところが大きいと言えますが、食品添加物は、長い食経験の中で選択されてきた食材とは異なるものであり、安全性の確保のために、人の健康を損なうおそれのない場合に限って使用が認められています。

使用が認められた食品添加物についても、摂取量の調査などにより、継続的な安全確保の取組が行われています。

また、新たな食品添加物が販売などされる前には、その使用が人の健康に悪影響を生じないかどうかを確認するとともに、必要に応じて規格や基準が策定されています。



お肉はよく焼いて食べよう！

牛や豚などは、と畜場で解体処理する過程で腸内にいる腸管出血性大腸菌やサルモネラのような病原性の細菌がお肉や内臓に付着したり、E型肝炎ウイルスなどの人に害を与えるウイルスや寄生虫に感染している場合があります。

このため、新鮮なものかどうかに関わらず、生や加熱不十分なものは重篤な食中毒が発生する危険性があります。細菌やウイルス、寄生虫は加熱により死滅します。お肉やレバーなどの内臓は、よく加熱して食べましょう。特に子どもや高齢者など抵抗力の弱い方は、注意が必要です。



参考

厚生労働省

- ★「食品の安全確保に向けた取組」(平成27年1月改訂)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000073408.pdf>
- ★「食品中の放射性物質への対応」
http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html
- ★「食品中の残留農薬等」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryuu/index.html
- ★「健康食品」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/hokenkinou/index.html
- ★「健康食品の正しい利用法」
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_shokuhin00.pdf
- ★「食品添加物」
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuten/index.html



新宿消費生活センターからのお知らせ

第37回

新宿区くらしを守る消費生活展 ～未来につなげる消費者市民社会へ～

日時 平成28年 1月22日(金) 午前11時～午後6時
23日(土) 午前10時～午後4時

入場
無料

会場 新宿駅西口広場イベントコーナー (新宿駅西口地下1階)

主な催し ●消費者団体・協賛団体のパネル等の展示 ●クイズラリー (参加者にはプレゼント抽選)
●野菜、果物、地方物産品などの展示販売 (染物、ケナフ作品、米粉を使ったパン) など。
※お願い：マイバッグをお持ちください。

ステージプログラム

1月22日(金)

1月23日(土)

11:00	オープニングイベント		和太鼓演奏	和太鼓淀橋
11:30	ハーモニカ合奏	四谷ハーモニカクラブ	新宿いきいき体操	新宿区ラジオ体操連盟
12:00	新宿いきいき体操	新宿区ラジオ体操連盟	カモかもとO×クイズ	新宿消費生活センター
12:30	—		—	
13:00	教えて！ピーポくん！！	新宿警察署	エシカルってなに？	エシカル協会
13:30	江戸芸かっぽれ	江戸芸かっぽれ やよい会	スコティッシュダンス	新宿カントリーダンスクラブ
14:00	ハーモニカ演奏	四谷ハーモニカクラブ	絵本の読みきかせ☆ アジアのこぼれおはなし会	大久保図書館
14:30	悪質商法追放ミニコント 消費者団体紹介	新宿区消費者団体連絡会	江戸東京野菜を広めよう！	西新宿小学校
15:00	フラダンス	HULA HUI LILIA	ロマンティックジャズバンド デューク・グリーン・サウンド	
16:00	東京都出前寄席啓発漫才			
16:30	カモかもとO×クイズ	新宿消費生活センター		

主催 新宿区・新宿区消費生活展実行委員会

問合せ 新宿区立新宿消費生活センター 電話 03-5273-3834

参加消費者グループ

新宿区消費者団体連絡会、新宿区消費者の会、有機農産物愛好グループすずな会、新日本婦人の会新宿支部、友の会「婦人之友」愛読者、新宿区消費生活モニターOB会、落合生協愛好グループ、暮らしを考える会、年金者組合新宿支部消費生活部、消費者大学OB会、北東京生活クラブ生協まち新宿、新宿環境リサイクル活動の会、新宿区のリサイクルを考える会、東京第一友の会城西方面、消費者団体アクティフ

協賛団体

NPO 法人山の幸染め会新宿支部、駒場ケナフ工房、新宿ユネスコ協会、早稲田大学卯月ゼミナール、目白大学、生活協同組合パルシステム東京、東京ガス(株)中央支店、東京電力(株)東京総支社、(財)関東電気保安協会練馬事業所、(社)新宿淀橋市場協会普及活性化委員会、消費者庁、新宿消防署、新宿清掃事務所、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

	講座・イベント名	日時	会場	費用	主催・申込み・問合せ
1	失敗しない終の棲家の 選び方	3月5日(土) 13:30～16:30	新宿消費生活センター分館 (高田馬場 1-32-10)	無料	主催：関東シニアライフアドバイザー協会 申込み：往復はがきで2月18日必着まで。 先着順20名。 広報しんじゅく2月5日号掲載。
2	エコクッキング	3月8日(火) 10:30～13:30	東京ガス 新宿ショールーム	1000円 (材料費)	主催：新宿区消費者の会 申込み：往復はがきで2月15日必着まで。 抽選で24名。 広報しんじゅく2月5日号掲載。
3	●新宿消費生活センター分館企画事業 フェアトレードなバレンタイン・ スイーツを作ろう(講演と製菓実習)	2月7日(日) 13:30～17:00	新宿消費生活センター分館 (高田馬場 1-32-10)	無料	主催：新宿消費生活センター分館 申込み：電話またはFAXで。 先着順20名。(中学生以上) 広報しんじゅく1月15日号掲載。

*対象：区内在住・在勤の方 *申込み：[講座名・氏名・住所・電話番号(FAX番号)]を記入の上、右記へ。【往復はがき】〒169-0075 新宿区高田馬場1-32-10 新宿消費生活センター分館内 各主催団体宛て【電話】03-3205-1008 新宿消費生活センター分館宛て【FAX】03-3205-1007 新宿消費生活センター分館内 各主催団体宛て *応募者多数の場合は抽選

便利な通信販売 注文前によく確認を

「今だけ」、「先着〇〇名様限定プレゼント」、「特別キャンペーン」……通信販売の広告には心惹かれますね。でもちょっと待って！ 特典を得るには思わぬ条件があることもあります。便利な通販ですが、ちょっとした注意が必要です。



注文していない健康食品が届き、振込票が同封されていた。元々健康食品に興味はなく、購入した覚えがない。このまま無視してよいだろうか。商品の差出人である会社に連絡するのも不安である。(60代 女性)

相談室から商品の差出人である販売事業者にお問い合わせしたところ、「当社は通信販売をしている。現在キャンペーン中で、新聞を見て電話注文してきたお客様に、健康食品かもろみ酢をプレゼントしている。このプレゼントは定期コース購入の初回分が無料という扱いなので、2回目以降不要の場合はお客様から不要との連絡が必要である。相談者からは連絡がなかったので2回目を送った」とのことだった。相談者本人に確認したところ、確かに2か月前に新聞広告を見て掃除機を購入したことはあるが、プレゼントの話や定期購入になる話は覚えていないとのことだった。また、掃除機は箱を開けておらず、健康食品が同封されていることもわからなかったようである。相談室から、相談者の主張を伝えたところ、事業者より「健康食品の料金は請求しない。商品は相談者が自由に処分して構わない」との申し入れがあり、相談者が合意し終了となった。

【解説】

2～3年前、「注文された健康食品を送ります」と、注文していない消費者に高額な健康食品を送り付けるトラブルが多発しました。今回の相談者も、送り付け商法と思ったようです。テレビや新聞、雑誌、ネット広告などでよく見る「お試し」あるいは「モニター」を掲げる

通信販売は、定期購入が条件になっていることもよくあります。また商品を電話で注文する際に、「定期購入にすると買い忘れがない」、「価格が割引になる」、と定期購入を勧められることもあります。定期購入コースの場合、数か月間は購入の義務があるなどの拘束があるケースもあります。条件をよく確認し、自分に合った購入方法を選びましょう。

通信販売は自分から申し込むことから、訪問販売のような不意打ち性があるとは言えずクーリングオフ制度はありません。その代わりに、特定商取引に関する法律では、事業者連絡先や商品購入にあたって必要な料金のほか、返品可否を明記することを定めています。返品を認めないと表示している場合、返品はできません。ただし広告に返品についての説明がない場合には、商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間は契約を解除して返品することができます（返品の送料は購入者の負担）。**注文する前に、返品に関する表示をよく確認しましょう。**通信販売は大変便利なツールですが、自己責任が問われる取引です。契約前に法律に定められた項目の記載があるか、メールだけでなく電話の記載もあるか、確認しましょう。信頼できる事業者を選ぶことが、通信販売の基本です。



相談員コラム

クーリングオフは「伝家の宝刀」～戻ってきた思い出のネックレス～

いつの間にかたまってしまふ不要になった衣類。みなさまはどのように処分していますか。

処分を考えていた80代のAさん宅に、不要な衣類を買い取ると購入業者から電話がありました。Aさん宅を訪問した購入業者は衣類を買い取った後で、「貴金属はないか。」と言いました。断っていたAさんでしたが、「見るだけ。」と言われて渋々出した思い出のネックレス。50万円で購入したものを2000円で買い取られてしまいました。その日からAさんは大事なネックレスを渡してしまったことの後悔とショックで眠れなくなってしまいました。

相談を受け、相談室では早速購入業者に申し入れをし、クー

リングオフすることでネックレスを無事取り戻すことができました。このようにクーリングオフは消費者被害を救済するための切り札です。契約は、原則として一方的に解除することはできませんが、今回のような不意打ち性の高い取引やトラブルになりがちな取引に対して、法律では問題ある勧誘を禁止するとともに契約内容がわかる法定書面の交付を義務付けています。クーリングオフは法定書面受領後、消費者から一定期間内に書面で申し出ることにより、消費者の負担がなく契約解除ができる制度です。契約解除したい場合はまず、クーリングオフできるか検討してください。判断に迷ったら悩む前に相談室にご相談ください。

商品の購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

消費生活
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 第二分庁舎

相談日 月～金曜日（祝日等を除く）

▶電話相談＝午前9時～午後5時 ▶来所相談＝午前9時～午後4時30分